



令和8年度 高松市会計年度任用職員募集要項

一般事務職員（保育事務担当）

高松市では、令和8年4月1日採用の会計年度任用職員一般事務職員（保育事務担当）を、次のとおり募集します。

（この募集内容は、令和8年度予算の成立をもって正式決定します。）

1 募集の内容

人数	3名程度
職務内容	乳幼児の教育・保育に伴う事務、乳幼児の教育・保育の教材準備補助、環境整備補助、乳幼児の園外活動時の安全確保や安全指導の補助
応募資格	パソコンを操作することができる。電話対応を適切に遂行することができる。
採用日	令和8年4月1日
任用期間等	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務実績等により次年度以降引き続き任用される場合があります。
勤務時間	原則、月曜日～金曜日までのそれぞれ午前8時30分～午後5時の間において 割り振る（週30時間） ※休憩1時間を含みます。 ※業務の必要性により、時間外勤務が発生する場合があります。
休日	原則土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始
給与等	・月額180,435円（地域手当込み） ※別途、本市規程に基づき交通費相当額が支給される場合があります。 ・期末・勤勉手当6月と12月（最大2,325か月分×2） ※在職期間や勤務実績等により、支給月数が変動します。
社会保険	健康保険(地方公務員等共済組合)、厚生年金保険及び雇用保険等に加入します。
災害補償	労災保険が適用されます。
勤務場所	高松市立保育所、こども園、幼稚園のいずれか
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇、特別休暇 等

■次の各号のいずれかに該当する人は申込むことができません。（地方公務員法第16条（欠格条項））

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■外国籍の人も申し込むことができます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

2 申込手続

受付期間	令和8年1月9日（金）～令和8年1月25日（日）
申込み方法	<p><u>インターネットのみ（持参及び郵送での申込みは、受け付けておりません。</u> パソコンや携帯電話等をお持ちでない方については、 下記問い合わせ先までお問い合わせください。）</p> <p>(1) 以下の QR コード又は URL より、申込みフォーム「令和8年度会計年度任用職員(一般事務職員 保育事務担当)任用申込」で、メールアドレス登録及び認証を行ってください。</p>  <p>URL: https://logoform.jp/form/dV7M/1358974</p> <p>(2) (1) で登録したメールアドレス宛てに「フォーム URL のご案内」という件名でメールが自動で送信されます。メール本文に記載の URL にアクセスして、必要事項を入力後、送信してください。 ※迷惑メールフォルダに自動で振り分けられる場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>(3) (2) を送信後「送信完了メール」が自動で送信されます。 ※受験番号の確認に必要となりますので、大切に保存してください。</p> <p>(4) 受付完了後「受付完了メール」を送付しますので、メール本文の説明に従い、ご自身の受験番号を確認してください。 ※受付締切後に送信します。1月30日（金）までに届かない場合はこども保育教育課まで照会してください。</p>
問い合わせ・申込先	高松市役所（6階） 健康福祉局 こども保育教育課 TEL (087)839-2368 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

3 提出書類(面接選考の際に、ご提出いただきます。)

- ・顔写真(最近6か月以内に撮影したもので、本人単身、胸から上が写っているもの。
縦30～40mm、横24～30mm)

※提出書類はお返しえできません。（行政文書として管理し、適正に破棄します。）

4 選考方法及び日程について

- ・書類選考及び面接選考
- ※ 書類選考の作文のテーマ：「保育所・こども園・幼稚園での私の役割」（400字以内）
- ※ **面接選考は2月4日（水）、5日（木）頃を予定**しています。詳細については「受付完了メール」で通知します。

5 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時（継続任用時を含む。）は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。（ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。）
- ・1会計年度内の任用となりますが、勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。
(4会計年度の範囲内)
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。